

平成19年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の
評価書

平成20年8月27日
環境省独立行政法人評価委員会

総合評価： A

概 評

独立行政法人環境再生保全機構は、平成16年4月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、平成18年2月に成立した石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、同年3月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。

平成19年度は、中期計画に沿って国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

しかしながら、今後においては、業務運営の効率化、特に、内部統制体制の確立、人事管理制度の更なる改善などについて、速やかに取り組むとともに、現行の管理部門等の縮減を含めた組織のあり方の見直しについて、早急に着手する必要がある。

なお、本年度は、5年間の中期目標期間の4年目にあたり、今後、次期中期目標・中期計画の策定に向けた検討が進められるが、中期的には、より一層の業務・組織運営の効率化に取り組む必要がある。

機構の組織・業務の運営に関する事項

- 平成19年度は、中期計画を踏まえた職員の削減が行われるとともに新人事評価制度に基づき、各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員の意識の向上を図り、評価結果を賞与に反映させることにより、効果的な業務遂行、及び組織運営の効率化に努めている。しかしながら、ガバナンスを強化することによる業務運営の適正化は、今後の独立行政法人のあり方として強く求められるところであり、役員全体の責務であるとの認識の下、内部統制体制の確立を早期に実現することを望む。
- 組織・業務運営の効率化や業務の質の向上については、自己点検・自己評価を実施するとともに、外部有識者による内部業務点検・助言委員会の意見・提言を業務運営に反映させ効率化を推進するなど、業務の重点化やサービスの向上に努めている。
- 事務処理の簡素化・迅速化については、情報共有化システムの活用による情報・知識の共有化、アウトソーシングの有効利用に努めているが、今後は、オンライン申請等の業務のシステム化を一層推進するとともに、債権回収における債権回収専門会社（以下「サービサー」という。）の更なる活用の検討など、一層のアウトソーシングの活用に取り組む必要がある。
- 経費の効率化・削減については、一般管理費及び事業費ともに目標を上回る削減が行われているが、一般管理費では、前年度より経費が増額した項目があり、今後は、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、前年度との実績の比較においても極力抑制に努め、やむを得ず増加する場合には、十全な説明責任を果たすことを期待する。また、随意契約見直しについては、随意契約見直し計画を策定し、その達成に向けて競争的契約が増加したことは評価でき

るが、役員全体の責務として内部統制体制の確立が強く求められ、こうした観点から監事による合規性のチェックのプロセスを評価することは極めて重要であり、決算に関する監事意見のみではなく、監事において実施した監査の状況が分かるよう、業務実績報告書等において明確にするべきである。

なお、今回の評価では、追加で提出のあった監事監査報告書をもって確認する限り、監事における監査が実施され、随意契約等入札・契約の適正な実施が確保されているものと評価できる。

- 業務における環境配慮については、「環境配慮に関する基本方針」の策定、「環境物品の調達を推進を図るための方針」の策定などにより、特定調達品目の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づき、用紙類の使用量及びエネルギーの使用量の削減について目標を上回る成果が認められ、これらの取組については十分に評価できる。

業務の質の向上に関する事項

- 公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収を計画どおり行うことができたこと、並びに納付義務者や都道府県等に対する的確な指導や利便性の向上への取組、及び事務処理の効率化を行ったことなどについて評価できる。
- 公害健康被害予防事業については、事業の重点化・効率化を適切に推進するとともに、前年度実施の事業参加者アンケートに基づいた満足度やニーズの把握が事業内容に反映されており、事業の改善が進められていると評価できる。

- 地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った調査研究事業の重点化への取組や、利用者の利便性向上のための努力が認められる。また、助成事業における事後評価を適切に実施したことは評価できる。さらに、民間寄付金の受入れについて、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以降最大の寄付金額となるなど、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を深めたことについて評価できる。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、助成事業の実施状況についてホームページで公表を行うなど、中期計画を踏まえた事業の実施に努めている。
- 維持管理積立金の管理業務については、積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知をこれまでと同様に実施している。
- 石綿健康被害救済業務については、救済制度について確実かつ広範な広報活動が実施されるとともに、被害者の認定について迅速な処理に努めたことは評価できる。また、救済給付対応への準備が進められ、適正かつ迅速に支給を行うなど、着実な成果を上げたことと評価できる。

財務内容の改善に関する事項

- 破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収についても目標を上回る実績を上げたことなどについて評価できる。

その他の業務運営に関する重要事項

- 新人事評価制度による評価結果を賞与に反映させるとともに、常勤職員数を削減するなど努力がみられるが、今後は、人事管理制度の更なる改善に取り組むとともに、組織管理のあり方の見直しの一環として、例えば、現行の管理部門等の縮減を図ることを通じ、ガバナンスの強化など今後必要となる経営資源を確保する方策を速やかに検討するなど、一層の業務運営の効率化・重点化に努める必要がある。

なお、評価にあたり、評価の基となる「業務実績報告書」の内容に一部不十分な記載が見受けられ、業務実績評価の透明性を図る観点から、比較可能性についても留意しつつ、「業務実績報告書」の記載内容を改善する必要がある。

事項別評価

I. 業務運営の効率化に関する事項

以下に示すとおり、組織運営の効率化、業務運営の効率化、経費の効率化・削減及び業務における環境配慮について、概ね適切に成果をあげているが、内部統制体制の確立などを早期に実施し、業務運営の適正化に努める必要があると判断し、B 評価とする。

1. 組織運営の効率化（評価：B）

職員の削減を行うとともに、新人事評価に基づき、各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員の意識の向上を図り、評価結果を賞与に反映させることにより、組織運営の効率化を進めている。しかしながら、ガバナンスを強化することによる業務運営の適正化は、今後の独立行政法人のあり方として強く求められるところであり、役員全体の責務であるとの認識の下、内部統制の確立を通じた業務運営の適正化を早期に実現することを望む。また、新人事評価制度の実施にあたり、適正な評価制度の運用に留意するとともに、更に、各管理職の責任と権限・役割の一層の明確化を図ること等を通じ人事管理制度の更なる改善に取り組むとともに、現行の管理部門等の縮減を進め、これらを踏まえた組織全体の見直しについて、中期的に検討する必要がある。

2. 業務運営の効率化（評価：A）

業務の自己点検・自己評価の実施結果と機構の内部業務点検・助言委員会の意見・提言を業務運営に反映させ効率化を進めている。随意契約の見直しについては、随意契約見直し計画の達成に向けた取組の推進による競争的契約の増加や契約に係る情報公開が適切に行われていると評価できる。しかしながら、役員全体の責務としての内部統制体制の確立が強く求められ、こうした観点から監事による合规性のチェックのプロセスを評価することは極めて重要であり、決算に関する監事意見のみではなく、監事において実施した監査の内容について、当初より、業務実績報告書等において明確にするべきである。また、情報共有化システムの活用による情報・知識の共有化、サービサーなどのアウトソーシングの有

効利用、オンライン申請等の業務のシステム化により、業務運営の効率化が図られていると評価できる。今後、業務運営の効率化を推進していく上で、オンライン申請を強力に推進するとともに、サービサーによる債権回収の更なる活用の検討などにより、一層の効率化を図る必要がある。また、内部業務点検・助言委員会の意見や提案とそれへの対応状況についても、本評価委員会評価の対象として、業務実績報告書において明らかにすべきであることを付記する。

3. 経費の効率化・削減（評価：B）

一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費のいずれも計画目標を上回る実績を上げているが、一般管理費、運営費交付金を充当する事業費及び、サービサーへの委託費は、いずれも前年度の実績より増加している状況である。今後は、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、前年度との実績の比較においても極力抑制に努め、やむを得ず増加する場合には、十全な説明責任を果たすことを期待する。

4. 業務における環境配慮（評価：A）

「環境配慮に関する基本方針」を策定し、あらゆる業務について環境配慮が進められた。また、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」を策定し、内部での周知徹底を図り、特定調達品目等の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づく用紙類の使用量節減及び電気使用量の削減について、目標を上回る成果を上げることができた。さらに、環境報告書を作成し公表するなど、業務における環境配慮が推進された。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下に示すとおり、各業務において適正な運営が図られ、それぞれの業務について適切な成果があげられていると判断し、A評価とする。

〔公害健康被害の補償及び予防業務〕（評価：A）

1. 汚染負荷量賦課金の徴収（評価：A）

本部及び大阪支部それぞれにおいて、全国156の商工会議所と連携を強化し、納付義務者への効果的な説明会を開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。また、説明会資料やホームページの改善を行い、ホームページのアクセス件数は大幅に増加する等、納付義務者へのサービス向上にも努めていることが評価できる。

2. 都道府県等に対する納付金の納付（評価：A）

フロッピーディスクによる申請の普及促進及び内部処理システムの改良に努め、事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を昨年度において達成し、引き続きこれを維持することができた。今後は、さらに効率化を図る観点からオンライン申請の利用を強力に促進する必要がある。

3. 公害健康被害予防事業（評価：A）

公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ可能な限り有利に運用され、運用収入の減少見込みに対して、助成事業の重点化・効率化が適切に推進されている。また、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容に反映させるなどの事業の改善が進められている。調査研究課題の重点化を推進し、研究費総額は平成15年度比で20%以上削減するとの目標が達成・維持されている。ホームページへのアクセス件数、研修事業の受講者アンケートの調査結果、事務処理削減日数については、いずれも中期目標を達成し、優れた成果を上げている。今後とも、引き続き運用収入の減少見込みに対して重点化・効率化に努力することを期待する。

〔地球環境基金業務〕（評価：A）

1. 助成事業に係る事項（評価：A）

助成事業の継続年数について、3年を限度とすることにより事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会において、平成18年度の事後評価結果をとりまとめ、

評価対象団体に伝えるとともに、ホームページで公表し、平成19年度の事後評価を適切に実施するとともに、平成20年度募集から、過去に地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したこと等は評価できる。また、処理期間の短縮及び募集期間の早期化、並びにホームページの拡充等助成対象事業者の利便性向上に向けた取組が推進されている。今後とも、助成対象分野及び対象地域の重点化を図り、あわせて事後評価結果を活用した助成事業の成果報告を期待するとともに、引き続き事務処理の効率化を図り、助成対象事業者の利便性向上が図られることを期待する。

2. 振興事業に係る事項（評価：A）

重点施策等国の政策目標に沿った調査研究事業の重点化が図られている。研修事業については、研修ニーズの把握に努め、質の向上を図り、アンケート調査の結果高い評価を得ている。今後は、アンケート調査を踏まえた研修内容の一層の充実を期待する。

3. 地球環境基金の運用等について（評価：A）

地球環境基金については、中期計画に基づき適切な規模の業務が実施されているが、基金の運用状況等を踏まえれば、民間寄付金の受入れの努力は重要である。民間寄付金の受入れについては、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以降最大であった平成18年度の実績を上回る寄付金額となり、中期計画に定められた金額も大きく上回り、特に優れた成果が上がったものと評価できる。引き続き、この基金の役割の理解を得るため、更なる努力を期待する。

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〕（評価：B）

助成業務を円滑に遂行し、業務の実施状況についてホームページで公表を行うなど、業務の透明性の確保を図っている。

〔維持管理積立金の管理業務〕（評価：B）

積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知をこれまで同様に実行している。

〔石綿健康被害救済業務〕（評価：A）

1. 制度に関する情報提供（評価：A）

広報実施計画を策定して、多種多様な媒体を活用し、救済制度について確実に広範な広報活動が実施され、適切な成果を上げたとは評価できる。また、被害者及び遺族等が速やかに手続を行えるように、マニュアルの改訂、説明会の開催等情報提供に努めるなど、着実な成果を上げたとは評価できる。

2. 石綿健康被害者の認定（評価：A）

執務マニュアルの改訂などの取組により、迅速な処理に努め、平成18年度からの累計認定申請5,350件に対し、9割弱の認定等の処理を行い、成果を上げたことは評価できる。なお、「医学的判定に進んでいるもの」及び「その他審査中のもの」については、詳しいデータを業務実績報告書に記載を追加すべきことを付記する。

3. 救済給付の支給（評価：A）

執務マニュアルを改訂するなど、救済給付対応への準備が進められ、適正かつ迅速に支給を行ったことは評価できる。

4. 申請者、請求者情報の管理（評価：A）

申請者、請求者等の個人情報の管理については、十分留意し適正な管理を実施したことは評価できる。

5. 救済給付費用の徴収（評価：A）

拠出金については、概ね適正かつ円滑に徴収・収納されているものと認められる。また、制度への理解を深めるために、ホームページの充実やポスター・パンフレット作成、配布等情報の発信に努めたことは評価できる。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

以下に示すとおり、債権の償却処理が迅速に実行され、債権回収についても着実に成果をあげていることから、A評価とする。

1. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理（評価：A）

破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権の回収額が、年度計画を大きく上回って回収できたことなどについて評価できる。今後も着実な推進が望まれる。なお、より適正な評価を行うため、業務実績報告書の記載内容について、見直すことが必要である旨を付記する。

2. 短期借入金の限度額（評価：A）

資金管理を適切に行い、短期借入金を限度内に抑え、財投借入金等の償還を円滑に実行したことは評価できる。

Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項

以下に示すとおり、着実に目標達成に向けた努力がなされていることから、A評価とする。

1. 人事に関する計画（評価：A）

職員の意向調査や新人事評価制度による評価、管理職とのヒアリング等により、適材適所の人員配置と職員の意識向上を推進し、業績評価を賞与に反映させた。また、研修を積極的に実施し、職員の能力開発に努め、常勤職員数について、中期計画を踏まえた削減を実行するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めている。今後は、各管理職の責任と権限・役割の一層の明確化を図ること等を通じ人事管理制度の更なる改善に取り組むとともに、国家公務員の給与水準との比較を踏まえ、管理部門の見直し等を通じて給与水準の適正化を図るとともに、給与体系の更なる見直しに努める必要がある。